

1972年日中共同声明3項の意味

問題の所在

1 日中共同声明の概要

- (1) 経緯と主要関係者
- (2) 中華人民共和国政府の復交三原則
- (3) 日中共同声明3項の作成

2 日中共同声明の法的性格

- (1) 日本政府・外務省の立場及び会談の場での中華人民共和国政府の立場
- (2) 声明後の日本側関係者の見解
- (3) 西松建設事件最高裁判決
- (4) 日中共同声明の個々の条項の法効果について

3 日中共同声明3項第二文の意味

- (1) 日本政府・外務省の公式見解
- (2) 武力による台湾統一についての日本の立場

結論

問題の所在

本稿は、日本政府が台湾を国家として承認した場合、その行為は1972年日中共同声明3項に反するのかどうかを明らかにするものである。この3項は、次の内容である。

「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持する。」



佐古田 彰
(西南学院大学法学部教授)

このように、この日中共同声明3項は、台湾の地位について定めている。第一文は、中華人民共和国政府は台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを表明すると記しており、第二文は、日本政府は、この立場を十分理解し尊重するとしつつも、ポツダム宣言8項に基づく立場を堅持する、と述べるにとどめている。この3項を丁寧に読むと、両国政府は台湾の地位について見解が異なっており、日本政府は台湾が中華人民共和国の領土の一部であるとは認めていないことが、分かる。

そのポツダム宣言8項は、次の内容である。

「8項 カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。」

このポツダム宣言8項は、台湾について言及がない。したがって、この8項からは台湾の地位は明らかでない。しかし、ここで更にカイロ宣言への言及がある。カイロ宣言の関連条項は、4項である。これは次のものである。

「4項 同盟国の目的は、……満州、台湾及び澎湖諸島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国（Republic of China）に返還することにある。」

ここにおいて、台湾が中華民国に返還されるべきことが記されていて、ここでもう台湾の扱いが確認できる。

さて、ここでの疑問は、日中共同声明3項は、日本政府が台湾を国家として承認しないことを約束したものなのかどうか、である。日本政府は、日中共同声明それ自体は、小泉純一郎首相が2006年に改めて正式に答弁書で説明したように¹法的拘束力を持たないという立場であり、それを前提とすると3項に反していても国際法違反を意味することにはならないし、そもそも厳密な法的解釈に耐えうるほど精密に文面が作成されたものでもない。法的解釈ではなくあくまでも声明3項の解釈とし

1 鈴木宗男衆議院議員からの質問に対する2006年3月28日小泉首相答弁書。この答弁書は、「昭和四十七年の日中共同声明は、法的拘束力を有するものではない。」と明言している。衆議院ウェブサイト (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b164168.htm) より。

て、もし日本政府が台湾を国家承認したらそれはこの3項に反するのかわか、本稿で明らかにしたい。

ここで、要点として3点を指摘しておく。

第1に、日中共同声明の法的性格である。上述したようにまた後に詳しく検討するように、この声明の交渉時・合意直後から現在まで、日本政府は一貫してこの声明の法的拘束力を否定している。ところが、2007年西松建設事件最高裁判決は、日中共同声明（の少なくとも一部について）の法規範性を肯定した。もしこの3項が法的拘束力を有することになると、台湾の国家承認は、3項の意味するところによっては、政治的なレベルだけの話ではなくなり、違法かどうかという法的問題にもなる。

第2に、日中共同声明3項第二文の意味である。上述のように、日本政府は中国の立場を尊重・理解するとした上で、ポツダム宣言8項に言及している。この「尊重・理解」とポツダム宣言8項への言及は、何を意味しているのだろうか。

そして第3に、日本政府が台湾を国家として承認したら、それは日中共同声明3項第二文に反することになるのか、である。これが本稿の主題である。

なお、本稿が想定している状況であるが、仮に日本政府が台湾を国家として承認した場合、その国家承認は日中共同声明3項に反するかどうか、という仮想的な状況である。日本政府がそのような政治的判断をする可能性は著しく低く、本稿はそのような政治的選択をすべきということを示唆するものでもないし、その日本の判断が正当であることを中国に説明するための理屈を示すものでもない。ここで重要な点は、声明3項との関係で、公表されている範囲で、国内的に及び対外的に（中国を除く。）日本政府の考えや行動が一貫している・整合的であることを示すことができるかどうかである。したがって、本稿は、解釈として正しいかどうか、（3項に法的拘束力がある場合に）国際裁判の場で裁判所を説得できるかどうか、の観点ではなく、声明3項との関係で日本の考えや行動に一貫性があるか・整合的であるか、の視点で、この問題を論じる。したがってまた、法解釈であるなら本来なら解釈の正しさを論証するためには他方当事者である中国側の認識の検証が不可欠であるが、本稿の関心

からは、あくまでも日本政府の考えの一貫性・整合性を検証する限度で3項を分析するので足りる。3項を含む日中共同声明に関わる国際法学の観点からの分析は多くあり興味深い、そこは本稿の対象としていない。

1 日中共同声明の概要

（1）経緯と主要関係者

① 経緯

まず、日中共同声明前後の経緯である。カイロ宣言が関係するので、カイロ宣言以降の主な文書や動きを、簡単にまとめておく。

1943年11月27日 カイロ宣言（米、中、英首脳）

1945年7月26日 ポツダム宣言（米、中、英首脳）（8月14日日本受諾）

1951年9月8日 日本国との平和条約（52年4月28日発効）

1952年4月28日 日華平和条約（52年8月5日発効、72年9月29日終了）

1971年10月25日 国連総会・中華民国政府追放決議

1972年2月28日 米中上海コミュニケ（米中首脳）

1972年9月29日 日中共同声明（日中首脳）

1978年8月12日 日中平和友好条約

② 日中共同声明作成の日本側関係者

日中共同声明作成に関わる日本側の主要な関係者は、下記である。肩書は当時のものである。

- ・田中角栄（首相）
- ・大平正芳（外相）
- ・高島益郎（条約局長）
- ・橋本恕（アジア局中国課長）
- ・栗山尚一（条約局条約課長）

伝えられるところでは、日中共同声明を起筆したのは、栗山である²。また、3項の原案は橋本が作成したが、後述するように、この原案に中

² 服部龍二『日中国交正常化 田中角栄、大平正芳、官僚たちの挑戦』（中公新書、2011年）56頁。

国側が難色を示し、栗山が修正案を作成して、それが3項となった。周知の通り、栗山は後に外務事務次官となる(1989年～1991年)。

(2) 中華人民共和国政府の復交三原則

日中共同声明の交渉当時、中国側は、いわゆる「復交三原則」を国交正常化の条件として示していた。それは、次の3つである。

1. 中華人民共和国は中国の唯一の合法政府である。
2. 台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部である。
3. 「日蒋条約」(日華平和条約)は不法であり、破棄されねばならない。

「復交三原則」は、日中共同声明にも言及がある(前文5項)。三原則のうちの「2.」が、日中共同声明3項第一文に反映されていることが分かる。つまり、当初から中華人民共和国政府が重視していた事項である。なお、「1.」は日中共同声明2項に反映された。「3.」は、日中共同声明に反映されていないが日中会談の場で日本政府側から示されており(後述注34)、実際に日華平和条約は日中共同声明発出日に終了した³。

この復交三原則に至った若干の経緯をいうと、初めて中国側が国交正常化の条件を示したのは1971年7月のこととされる。この時は5条件が示された⁴。その後4条件となった⁵。3条件となったのは、1971年11月20日の日中国交回復国民会議訪中代表団と中日友好協会代表団の共同声明⁶の時であり、それ以降「復交三原則」と呼ばれるようになった。

(3) 日中共同声明3項の作成

さて、その日中共同声明3項の作成に至った経緯である。

当初案(橋本案)ではポツダム宣言への言及はなかったが、栗山は、中国側が当初案を受け入れない場合に備え、腹案としてポツダム宣言に言及する文面を用意していた。北京での会合の際、中国側は当初案に難

3 日本政府は、一方的に廃棄をするとか終了させるという措置をとったわけではない、という立場である。小松一郎『実践国際法(第3版)』(信山社、2022年)87頁、303頁。また、浅田正彦『日中戦後賠償と国際法』(東信堂、2015年)311頁以下参照。

4 1971年7月2日の公明党訪中代表団と中日友好協会代表団の共同声明。日中国交回復5条件は、本文で示した復交三原則に加えて、米国の台湾海峡からの撤退と国連での権利回復、の5条件であった。霞山会『日中関係基本資料集 1949 - 1997年』(霞山会、1998年)374頁。

5 1971年10月2日の日中国交回復促進議員連盟訪中代表団と中日友好協会代表団の共同声明(日中国交回復4条件)。復交三原則に加えて、国連での権利回復の4条件であった。『同上資料』381頁。

6 『同上資料』396-397頁。

色を示したため、その日の会合後、栗山が用意していた腹案を大平外相に見せ大平がこれを了承した。翌日の会合の際に日本側がその文面を中国側に示し、中国側がこれを受け入れるという経緯を経て、3項の文言となった⁷。

2 日中共同声明の法的性格

ここでは、日中共同声明の法的性格、特にその法的拘束力について、少し長くなるが確認しておきたい。

日中共同声明は、日本政府・外務省が、交渉当時から一貫して、条約つまり法的拘束力ある文書とはしないものとして交渉し、また中華人民共和国政府側もその点に同意して、作成された文書である。しかし、2007年西松建設事件最高裁判決は、日中共同声明(の一部)の法的拘束力を肯定した。両国政府間で法的拘束力がないという認識で作成された文書が、後になって、法的拘束力があると裁判所により認定されたことになる。些か奇異な感否めないが、最高裁はいかなる理屈でそのような結論を導いたのであろうか。そしてその理屈は、声明3項の法的性格にどう影響するのだろうか。

(1) 日本政府・外務省の立場及び会談の場での中華人民共和国政府の立場

まず、改めて日本政府・外務省の立場及び日中会談の際の中国側の立場を、確認しておこう。日本側が北京を訪問したのは、1972年9月25日～30日の期間であり、声明は9月29日に発出された。

① 会談時の両国首脳発言

日本側が訪問した初日の9月25日に、田中首相・周恩来総理の第1回の会談が行われた。その会談の場で、両首脳が、共同声明で国交正常化を行い条約の形をとらない方式とすることで、合意した⁸。翌26日の第2回会談で、改めて周が、日本側が国交正常化問題を法律的でなく政

7 栗山尚一／中島琢磨・服部龍二・江藤名保子編『外交証言録 沖繩返還・日中国交正常化・日米「密約」』(岩波書店、2010年)133-137頁、服部『前掲書』(注2)156-159頁。

8 「田中総理・周恩来総理会談記録」データベース『世界と日本』(代表:田中明彦)、日本政治・国際関係データベース、政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所(<https://worldjpn.net/documents/texts/JPC/19720925.O1J.html>)。この記録は、「情報公開法に基づいて読売新聞社が外務省に開示を求めて公開された文書」と説明されている。